



発行
東京都

目次

告示（選）

○多摩市議会議員補欠選挙における当選の効力に関する審査申立てについての裁決……………一

公告

○市街地再開発組合の理事長の住所変更……………二
……………（都市整備局市街地整備部再開発課）……………二
○土地改良区役員の就退任……………二
……………（産業労働局農林水産部農業振興課）……………二

告示（選）

●東京都選挙管理委員会告示第九十号

令和八年四月十二日執行の多摩市議会議員補欠選挙における当選の効力に関する審査の申立てについて、次のとおり裁決したので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二百十五条の規定により告示する。

令和八年六月十九日

東京都選挙管理委員会

8 選 選 第 125 号

裁 決 書

審査申立人 永井 蒙

上記審査申立人（以下「申立人」という。）から令和8年5月16日に提起された、令和8年4月12日執行の多摩市議会議員補欠選挙（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関する審査の申立て（以下「本件審査の申立て」という。）について、東京都選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査の申立てを却下する。

審査の申立ての趣旨及び理由

申立人から郵送により提出された「審査申立書」の記述によれば、申立人は、「令和8年4月12日執行の多摩市議会議員補欠選挙について、申立人が行った早川かん氏の当選の効力に関する異議の申出に対し、同年5月14日に多摩市選挙管理委員会が行った却下の決定を取り消し、早川かん氏の当選を無効とするとの裁決を求める」と主張している。また、「当選結果が変わると考えたため」として、票の数え直しを希望している。

裁 決 の 理 由

公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第206条第1項

に定める地方公共団体の議会の議員又は長の当選の効力に関する異議の申出は、「その当選の効力に関し不服がある選挙人又は公職の候補者」が提起することができる」とされており、さらに同条第2項において、「市町村の選挙管理委員会に対して異議を申し出た場合において、その決定に不服がある者は、その決定書の交付を受けた日又は法第215条の規定による告示の日から21日以内に、文書で当該都道府県の選挙管理委員会に審査を申し立てることができる。」とされている。

しかし、当委員会が関係機関に対して実施した調査の結果、本件選挙の当時、申立人は鹿児島県薩摩川内市に住所を有し、同市の選挙人名簿に登録されていた事実が確認され、「日本国民たる年齢満18年以上の者で引き続き3箇月以上市町村の区域内に住所を有する者は、その属する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する」との法第9条第2項の規定に照らして、本件選挙の選挙人ではなかったと認められる。

また、申立人が本件選挙に立候補した事実はない。

したがって、申立人は法第206条第1項所定の「選挙人」と「公職の候補者」とのいずれにも該当しないから、本件審査の申立ては、不適法であることが明らかである。

よって、法第216条第2項において準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第1項の規定により、当委員会は、主文のとおり裁決する。

令和8年6月10日

東京都選挙管理委員会

委員長 澤野正明

法第207条の規定により、この裁決に不服があるときは、当委員会を被告として、申立人においては、この裁決書の交付を受けた日から30日以内に、その他の本件選挙の選挙人又は候補者においては、法第215条の規定による告示の日から30日以内に、東京高等裁判所に訴訟を提起することができる。

公 告

市街地再開発組合の理事長の住所の変更に
つ
いて

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第二十八
条第一項の規定により大崎駅西口F南地区市街地再開発組
合から理事長の住所を変更した旨の届出があったので、同
条第二項の規定により公告する。

令和八年六月十九日

東京都知事 小池百合子

一 氏名

小原 真吾

二 住所

品川区大崎三丁目七番十一三六〇四号

土地改良区役員の就退任について

五日市土地改良区理事長天野雅之から令和八年五月十四
日付けで役員の就退任届があったので、土地改良法（昭和
二十四年法律第百九十五号）第十八条第十九項の規定によ
り公告する。

令和八年六月十九日

東京都知事 小池百合子

一 退任

退任年月日 令和八年四月十九日

役職名	住 所	氏 名	備 考
-----	-----	-----	-----

理事	あきる野市小和田百十 九番地	天野 雅之	理事長
----	-------------------	-------	-----

同右	あきる野市小和田百六	宮崎 恒雄	副理事
----	------------	-------	-----

二
就任

就任年月日 令和八年四月二十日

役職名 住 所 氏 名 備考

理事 あきる野市小和田百十 天野 雅之 理事長

九番地

同右 あきる野市小和田百六 宮崎 恒雄 副理事

十七番地五

務 長・総

同右 あきる野市五日市千二 庄 富男

百九番地

同右 あきる野市小和田千二 市倉 俊哉 会計

百一番地

同右 あきる野市小和田百六 宮崎 誠一郎

十一番地

監事 あきる野市小川六百三 森田 康大

十三番地

員外監 あきる野市横沢四十四 松村 直人

事 番地七

十七番地五

務 長・総

同右 あきる野市五日市千二 庄 富男

百九番地

同右 あきる野市小和田千二 市倉 俊哉 会計

百一番地

同右 あきる野市小和田百六 宮崎 誠一郎

十一番地

監事 あきる野市小川六百三 森田 康大

十三番地

員外監 あきる野市野辺七百五 青木 邦彰

番地

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む) 三〇円

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山二丁目十三番七号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

